

# 金沢美術工芸大学副学長に関する規程

令和8年4月1日

令和8年規程第5号

## (趣旨)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学学則第7条第3項に基づき置かれる副学長の職務、選考等に関し、必要な事項を定める。

## (職務等)

第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるものとし、大学運營業務を分担執行する。

2 副学長の職務分担については、学長が定める。

## (選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長の選考を行うことができる。

- (1) 学長が、大学運営上必要と認めたとき。
- (2) 副学長の任期が満了するとき（第5条第2項の規定により辞任するときを含む。）。
- (3) 副学長の辞任の申出を学長が承諾したとき。
- (4) 副学長が欠けたとき。

## (選考方法及び任命)

第4条 副学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学の教育研究及び運営に関し広くかつ高い識見を有する者で、本学の教育研究活動等を適切かつ効果的に運営することができる能力を有するもののうちから、学長が行う。

- 2 学長は、前項の選考の結果を速やかに理事長に報告する。
- 3 理事長は、前項の報告を受けて副学長を任命する。

## (任期)

第5条 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、選考する学長の任期の終期を超えることはできない。

- 2 副学長が欠けた場合、後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学長が任期の途中で欠けた場合、当該学長に選考された（次条により予め選考され他場合を含む。）副学長の任期は、所定の任期にかかわらず、次期学長予定者が学長に任命される日の前日までとする。

(選考の特例)

第6条 公立大学法人金沢美術工芸大学定款第10条第3項に規定する理事長選考会議が、次期の学長となる理事長候補者を選考したときは、次期学長予定者が学長としての任期が始まる前に予め副学長の選考を行うことができる。この場合において、第3条、第4条及び第5条第1項中「学長」とあるのは、「次期学長予定者」と読み替える。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。